## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

安中市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、安中市内 で災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における支援物資の受入及び配送等に関 し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

- 第 | 条 この協定は、災害時において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定める ところによる。
- (I)「支援物資」とは、被災者のために国や他の自治体、民間団体等から甲に対して提供 される物資をいう。
- (2)「避難所等」とは、支援物資の配送先となる安中市内の指定避難所又は甲が指定する 物資の供給場所等をいう。
- (3)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模災害により、指定避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

- 第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。
- 2 甲は、安中市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。 (物資の受入及び配送並びに派遣の要請)
- 第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書(様式第1号)により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送に関すること
  - (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集に関すること
  - (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業に関すること
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供に関すること
- (5)前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項又は乙が協力できる事項
- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認められるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。 ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条第 I 項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が 生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求)

- 第7条 この協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決 定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対してできる限り速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

- 第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が生じたときは、甲に対して文書により報告し、 甲乙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、文書により報告するいとまが ない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。 (損害の負担)
- 第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。 (補償)
- 第10条 この協定に基づいて業務に従事した者(甲を除く)の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償等は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。 (機密の保持及び情報提供)
- 第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。 (連絡責任者)
- 第 I 2条 甲及び乙は、この協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任 するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に文書(様式第3号)により通知するものとする。

(協議)

第 I 3条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙 で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 I 4条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定 の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 I 通を保有する。

令和4年3月30日

- 甲 安中市安中一丁目23番 I3号 安中市 市長 茂木 英子
- 乙 埼玉県白岡市篠津9 I 4 3 佐川急便株式会社 北関東支店 支店長 横田 信之